

一般財団法人土浦市産業文化事業団情報公開実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般財団法人土浦市産業文化事業団（以下「事業団」という。）に関する情報の公開を実施するにあたり、公開の基準や手続等の必要な事項について定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報 事業団の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真、マイクロフィルム及び磁気テープその他これに類するものであって、事業団の職員が組織的に用いるものとして事業団が保有しているものに記録されたものをいう。
- (2) 公開 閲覧若しくは視聴に供し、又は写しを交付することをいう。

(公開しないことができる情報等)

第3条 事業団は、次の各号のいずれかに該当する情報については、公開しないことができる。ただし、人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、公開することが公益上必要であると認められるものは除く。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの
- (2) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を明らかに害すると認められるもの
- (3) 公開することにより、人の生命、身体又は財産等の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報
- (4) 事業団と土浦市、国、他の地方公共団体又は公共的団体の機関（以下「土浦市等」という。）との間における協議、依頼、指示等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、土浦市等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれのあるもの
- (5) 事業団内部又は事業団と土浦市等の機関との間における審議、検討、調査等の意思形成に関する情報であって、公開することにより、当該意思形成又は同種の意思形成を円滑かつ適切に行うことに著しい支障が生ずるおそれのあるもの
- (6) 監査、検査、試験、調査、争訟、入札、交渉、人事その他事業団が行う事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業若しくは同種の事務事業の目的を失わせ、又は当該事務事業若しくは同種の事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障が生ずるおそれのあるもの

2 事業団は、法令等の規定により公開することができないとされている情報については、公開してはならない。

(一部公開)

第4条 事業団は、文書に前条第1項又は第2項のいずれかに該当する情報とそれ以外の情報とが併せて記録されている場合において、当該該当する情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、公開の申出の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、当該該当する情報に係る部分を除いて情報を公開するものとする。

(情報公開の申出)

第5条 情報の公開を申し出ようとするものは、事業団に対し、情報公開申出書(様式第1号)を提出するものとする。

(情報公開申出の回答)

第6条 事業団は、情報公開申出書を受理したときは、受理した日の翌日から起算して14日以内に、公開の申出に係る情報を公開するかどうかについて決定し、速やかに、情報公開申出回答通知書(様式第2号)により回答するものとする。

2 事業団は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、前条に規定する申出書を受理した日の翌日から起算して30日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、事業団は速やかに、延長する期間及び延長する理由を同条に規定する申出書を提出したものに通知しなければならない。

(第3者の意見の聴取)

第7条 事業団は、前条第1項に規定する回答をする場合において、当該回答に係る情報に事業団以外のものに関する情報が記録されているときは、必要に応じてこれらのものの意見を聞くことができる。

(情報の公開の方法)

第8条 情報の公開は、第6条第1項の規定による回答書により指定する日時及び場所において行う。

2 事業団は、公開の申出に係る情報が記録された文書を直接公開することにより当該文書を汚損し、又は破損する恐れがあると認めるとき、第4条の規定による情報の公開をするときその他相当の理由があるときは、当該文書を複写したものにより公開することができる。

(費用の負担)

第9条 この要綱の規定による文書の閲覧又は視聴に要する費用は、無料とする。

2 情報の公開の申出をして、文書の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、理事長が定める。

付 則

この要綱は、平成10年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

情報公開申出書

年 月 日

（申出先）
一般財団法人土浦市産業文化事業団
理事長

住所
申出者 氏名
電話番号

※法人その他の団体にあつては、事務所又は
事業所の所在地、名称及び代表者の氏名

一般財団法人土浦市産業文化事業団情報公開実施要綱第5条の規定により、次のとおり情報の公開を申し出ます。

申出に係る情報の内容	
公開の方法の区分	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 写しの郵送） <input type="checkbox"/> 視聴

（注）太線の中を記入し、□には、該当する□にレ印を記入してください。

受付年月日	年 月 日
担当部署	電話

情報公開申出書

年 月 日

（申出先）
一般財団法人土浦市産業文化事業団
理事長

住 所
申出者 氏 名
電話番号

※法人その他の団体にあつては、事務所又は
事業所の所在地、名称及び代表者の氏名

一般財団法人土浦市産業文化事業団情報公開実施要綱第5条の規定により、次のとおり情報の公開を申し出ます。

申出に係る情報の内容	
公開の方法の区分	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 写しの郵送） <input type="checkbox"/> 視聴

（注）太線の中を記入し、□には、該当する□にレ印を記入してください。

受付年月日	年 月 日
担当部署	電 話

第 号
年 月 日

情報公開申出回答通知書

殿

一般財団法人土浦市産業文化事業団
理事長

年 月 日付で申出のありました情報の公開については、

- 公開することとしました
 一部公開することとしました
 公開しないこととしました
 情報が存在しません
- 】ので通知します。

申出に係る情報の内容	
公開する情報の件名	
公開の方法の区分	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 写しの郵送） <input type="checkbox"/> 視聴
公開の日時	年 月 日（午前・午後） 時 分
公開の場所	
情報の全部又は一部を 公開しない理由	
担当部署	電話

（注）御来場の際には、この通知書を提示してください。

上記のとおり通知してよろしいか伺います。				決 裁	年 月 日
				起 案	年 月 日
事務局長	事務局長補佐	係 長	担当者	収 受	年 月 日
				写しの交付枚数	枚
				費 用	円
				郵 送 料	円

第 号
年 月 日

情報公開申出回答通知書

殿

一般財団法人土浦市産業文化事業団
理事長 印

年 月 日付けで申出のありました情報の公開については、

- 公開することとしました
 一部公開することとしました
 公開しないこととしました
 情報が存在しません
- 】ので通知します。

申出に係る情報の内容	
公開する情報の件名	
公開の方法の区分	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 写しの郵送） <input type="checkbox"/> 視聴
公開の日時	年 月 日（午前・午後） 時 分
公開の場所	
情報の全部又は一部を 公開しない理由	
担当部署	電話

（注）御来場の際には、この通知書を提示してください。